

令和7年度 保存版

令和7年5月15日

保護者様

京都市立 凰徳小学校
校長 坂井 仁

台風等に対する非常措置についてのおしらせ

平素は、鳳徳教育にご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

本校においては、台風により京都市に「暴風警報」及び「特別警報」が発令された場合には、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 「特別警報」について

- (1) 登校前に発表された場合は、「特別警報」が解除されるまでは、命を守る行動を取ることを優先し、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
(2) 「特別警報」が解除された場合は、以下の措置を取ります。

◆午前0時までに解除になった場合 5校時(13時45分)から授業
(給食は中止)

◆午前0時現在、特別警報発表中の場合 臨時休業

※緊急災害時は、学校HPやPTAメール配信によって対応措置などの情報を配信いたします。

2 「暴風警報」について

- (1) 登校前に発表された場合、「暴風警報」が解除されるまでは、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
(2) 「暴風警報」が解除された場合については、以下の措置を取ります。

◆午前7時までに解除になった場合 平常授業

◆午前9時までに解除になった場合 3校時(10時45分)から授業

◆午前11時までに解除になった場合 5校時(13時45分)から授業
(給食は中止)

◆午前11時現在、警報発令中の場合 臨時休業

※緊急災害時は、学校HPやスクリリ配信によって対応措置などの情報を配信いたします。

※「暴風警報等」が出ると予想される日に、「緊急避難に伴う下校方法」と下校先が異なる場合は、連絡帳等で担任にお知らせください。

3 大雨警報、洪水警報等が発表された場合

気象状況により、大雨警報、洪水警報等の長期間の継続が見込まれる場合、教育委員会の判断により臨時休校となる場合があります。その場合には、学校HPやスクリリ配信等で最新の情報をお知らせいたしますので、ご確認をお願いします。

(特に、全市的に避難勧告や避難指示（緊急）が発令された場合などを想定しています。)

4 避難勧告・避難指示（緊急）が発令された場合について

（1）水害の避難勧告等について

鳳徳学区は、「鴨川・高野川の浸水想定区域」であるため、避難勧告等の発令対象地域です。

鳳徳学区に避難勧告もしくは避難指示（緊急）が発令された場合には、暴風警報が発表された場合に準じた措置を取ります。

【参考】避難勧告等の名称について（学区ごとに発令されます）

※「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されただけでは、原則として休校措置は取りません。ただし、「避難準備・高齢者等避難開始」が発令された場合であっても、状況等によっては休校措置（登校の見合わせ等）を取る場合があります。

避難勧告等の種類	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
発令時の状況	<ul style="list-style-type: none">・避難行動要支援者とその支援者が避難行動を開始する必要がある状況・災害により人的被害が発生するおそれがあり、避難行動の準備を行う必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況	<ul style="list-style-type: none">・災害により人的被害が発生する可能性が非常に高まるか若しくは人的被害が発生し、立退き避難をしそびれた者が避難行動を開始する必要がある状況
市民が取るべき行動	<ul style="list-style-type: none">・避難に時間のかかる避難行動要支援者とその支援者は、避難行動を開始・速やかに避難に向けた準備	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難・屋内安全確保	<ul style="list-style-type: none">・立退き避難をしそびれた者の立退き避難・立退き避難に時間的余裕がない場合等の、生命を守る最低限の行動

5 在校中に「特別警報」「暴風警報」が発表された場合、 もしくは「避難勧告」「避難指示（緊急）」が発令された場合

直ちに臨時休校をしたうえで、下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、その後「緊急避難時対応カード」の通り対応いたします。

不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校にて留め置く場合もあります。その際には「緊急時引き渡しカード」に基づいて対応いたしますので、ご確認ください。